

財務諸表等に対する引受審査の考え方の整理【参考資料】

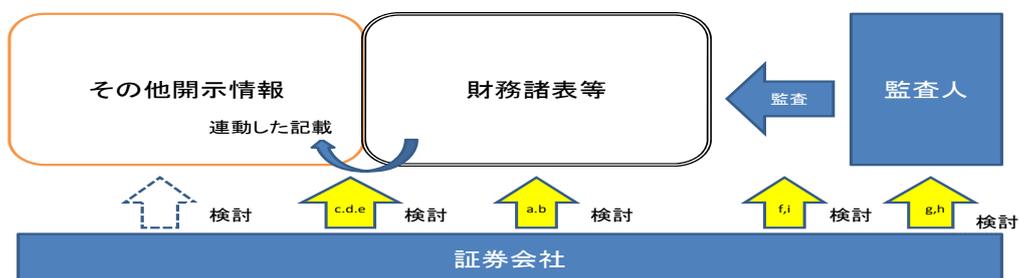
平成 23 年 11 月 1 日

「財務諸表等に対する引受審査ガイドライン」(案) の理解のためのイメージは、以下のとおりである。

1. 疑わしい事象として留意すべき事項

監査証明を受けている財務諸表等を利用する上で、以下の事例のような疑わしい事象によって元引受証券会社として監査証明を信頼することができなくなる状況にないか、留意する。(財務諸表そのもの、財務諸表とその他開示情報との関連性、財務諸表への監査手続き、監査人自身に、それぞれ疑わしい事象がないか検討をする。)

【図表 1】 疑わしい事象の有無の検討



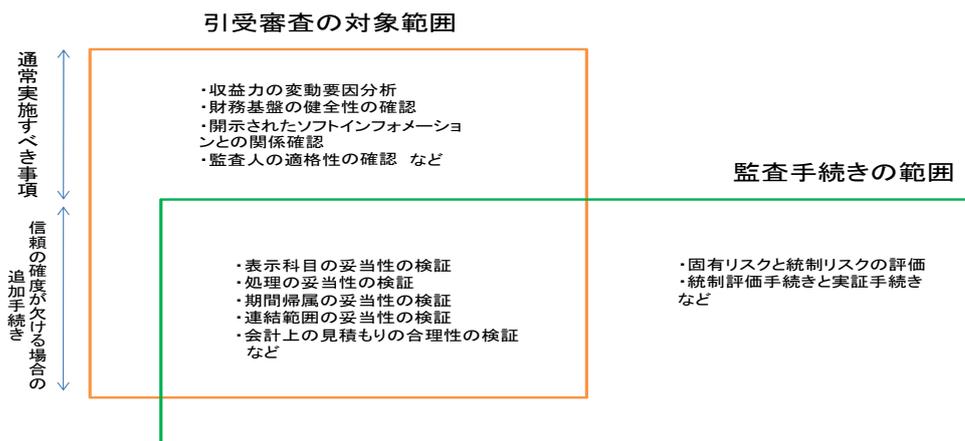
- a 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書との関係が合理的に説明できない。
- b 財務比率の水準、変化が合理的に説明できない。
- c 財務諸表等以外の開示である経営成績や財政状態に関する定性的な説明やその開示の適正性にかかる審査で得られた情報と、財務諸表等や財務比率との間に不整合がある。
- d 重要な取引や資産・負債の変動が財務諸表に反映されていない。
- e 財務諸表等に取り込まれた企業グループの範囲、収益の認識、収益費用の期間帰属に、合理的な説明が困難な事象が発生している。

- f 財務諸表等に関して、発行会社が公認会計士または監査法人あるいは税務当局から重要な指摘を受けている。
- g 不祥事に絡んだ公認会計士または監査法人が関与している。
- h 頻繁に公認会計士または監査法人を交代している。
- i 会社の規模、業種、内部統制の整備状況等に応じた監査手続が行われていない。

2. 疑わしい事象の発見のために行うべき事項

疑わしい事象を発見するために、元引受証券会社が通常行うべき事項は以下のとおりである。

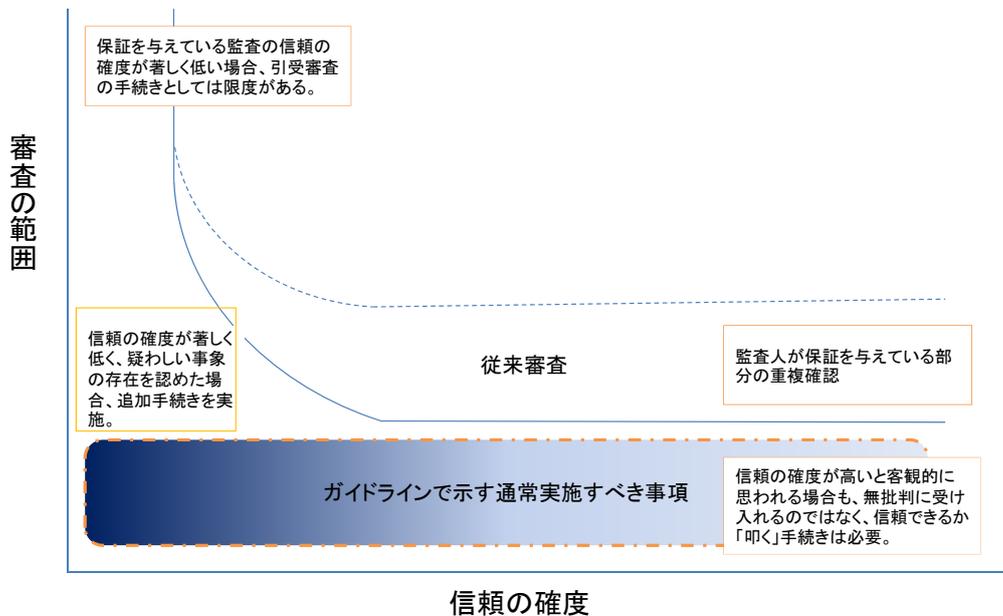
【図表2】 財務諸表等に対する引受審査と監査手続きの範囲の関係



- ① キャッシュ・フロー分析、損益計算書分析を通じて、収益力の変動要因の確認をする中で、異常な変動や不合理な要因がないかを検討する。
- ② 貸借対照表分析を通じて、財務基盤の健全性を確認する中で、異常な変動や不合理な要因がないかを検討する。
- ③ 有価証券届出書あるいは発行登録書や発行登録追補書類の参照書類となる有価証券報告書等における「業績等の概要」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「事業等のリスク」、「対処すべき課題」などで開示された定性的な情報が、財務諸表等で示されている経営成績及び財政状態を適切に示しているかを検討する。

- ④ 公認会計士または監査法人が適格性を疑われるような事件に関与していないか、公認会計士または監査法人の交代理由が合理的かを確認する。

【図表3】 信頼の確度と引受審査の範囲の相関イメージ



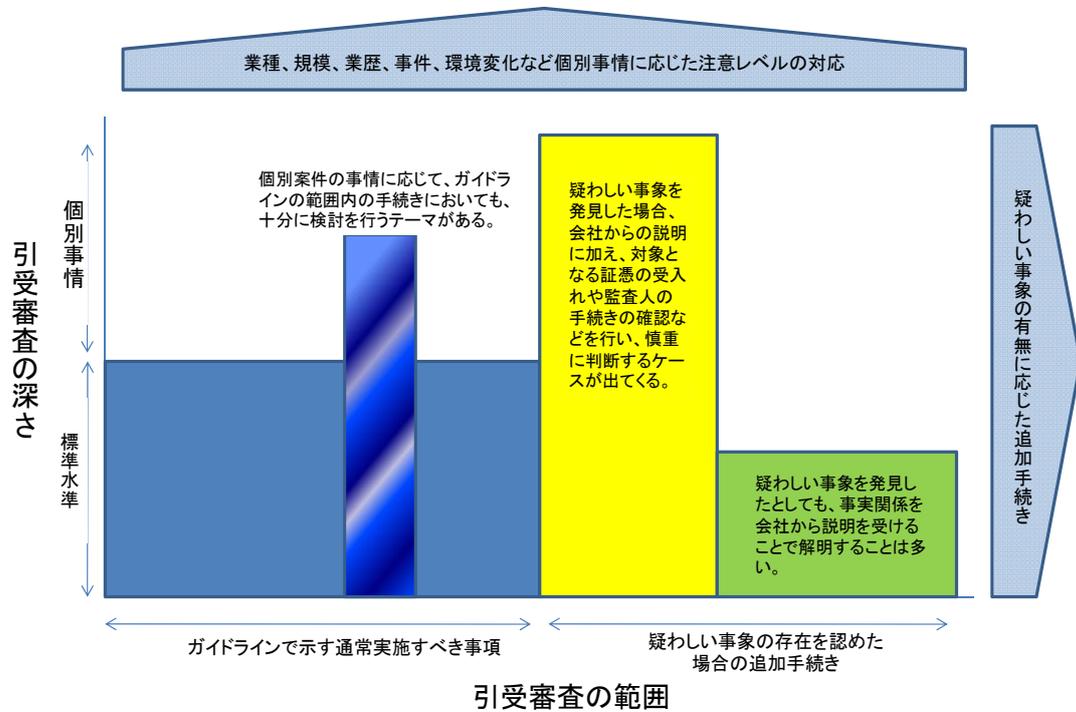
元引受証券会社が公認会計士または監査法人による監査証明を受けた財務計算に関する書類に係る部分について金融商品取引法第17条但書にいう「相当な注意」を果たすためには、監査証明が付されていることを確認するのみでは不十分であり、まず当該監査証明を信頼することができなくなるような疑わしい事象の有無を確認する。(最低限行うべき事項)

何らかの疑わしい事象の存在を認めた場合には、さらなる引受審査を踏まえた上で、引受判断を行う。(疑わしい事象の有無に応じた追加手続き)

疑わしい事象の発見のために行われるべき確認・検討について、画一的に対応するのではなく、発行会社の状況や公認会計士または監査法人による監査証明の手續の内容(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条参照)に応じた手續が採られることが必要である。(個別事情に応じた対応)

3. 疑わしい事象を発見した際の対応

【図表4】 引受審査の範囲と深さの関係イメージ



- (1) 元引受証券会社は、疑わしい事象を発見した場合、以下のとおり追加情報を収集し、検討を深める。
 - i) 発行会社から関連する情報を入手して、上記2の①から③の検討を反復しながら、その原因を解明するよう検討する。
 - ii) 公認会計士または監査法人の監査上の重要な留意事項に当該疑わしい事象が含まれていないか、会社と公認会計士または監査法人との間で重要な協議が行われていないか確認し、さらに当該事項に関連した監査手続を確認する。
- (2) 元引受証券会社は、日本証券業協会「有価証券等の引受け等に関する規則」第12条に基づいた適切な引受審査を行った上で、同第3条に基づいて、その引受審査の内容を踏まえ、総合的な判断と責任のもとに引受判断を行わなければならない。

以上